

介護保険制度の抜本的改革を求める意見書

介護保険制度は2000年、「家族介護から社会で支える介護へ」というスローガンをかけ、導入されましたが、実際には、要介護度に応じてサービス内容や支給額が制限され、スタート当初から「保険あって介護なし」と言われていました。負担増やサービス取り上げの制度改悪が繰り返し行われ、「生活援助の基準時間の60分から45分へ短縮」、「『要支援1・2』の利用者の訪問介護・通所介護を介護保険から外し、要支援者には、自治体から“代替サービス”を提供。そのサービスを担う「新総合事業」の予算に上限がつけられ、各自治体に大幅な給付費の抑制を求める」、「特養ホームへの入所は原則『要介護3』以上とされ、10万人を超える待機者を排除」、「『所得160万円以上』（単身で年金収入280万円以上）の人の利用料を、1割負担から2割へ引き上げ」などの結果、介護サービスを減らした人が35%も生まれ（2割負担実施後の調査）、度重なる保険料の値上げによって保険料を払えず滞納処分を受けた65歳以上の人が1万6千人を超える（2016年度）という深刻な実態が浮き彫りになっている。

にもかかわらず、国は、各自治体の「自立支援」「給付効率化」の達成度を国が“採点・評価”し、“成果”に応じて予算を加算する仕組みを導入、今年8月から「年金収入340万円以上」の人の利用料は3割負担に引き上げを行っている。厚労省の見通しでは、現在、全国平均で月6,300円である65歳以上の保険料が、2025年には月8,200円にも引き上がるとされている。

介護報酬の引き下げにより事業所は経営難に追い込まれ、事業から撤退するところも生まれている。介護労働者は平均賃金は全産業平均を月10万円も下回るという低賃金と非正規労働が主流、人手不足の常態化という劣悪な条件で介護現場を守っている。

利用者への負担を一方向的に押し付け、給付削減の改悪は、利用者・家族を苦しめ、“使えない制度”という不信を高め、制度の存立基盤を危うくするだけである。

よって、北斗市議会は、「必要な介護が保障される持続可能な制度」へと抜本的に改革することを強く求める。

記

- 1 介護保険料・利用料について、国として実効性のある減免制度をつくること
- 2 国庫負担を当面、現在の25%から35%に引き上げること
- 3 保険料・利用料の引き上げに連動させることなく、介護・福祉労働者の賃金アップを図るため、介護報酬とは別枠の、国費の直接投入による賃金引き上げの仕組みを創設すること
- 4 ヘルパーの生活援助の時間短縮、「7時間以下」のデイサービスへの報酬削減、特養ホームの「多床室」やベッドの回転が遅い老健施設に対する報酬削減など、この間、繰り返されてきたサービス利用制限のための報酬改悪を見直すこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 9月14日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様
厚生労働大臣 様

北海道北斗市議会